

(平成24年5月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

厚生年金関係 5件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 41 年 9 月 30 日まで
年金の裁定請求を行ったところ、A社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっていることが分かった。
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約1年5か月後の昭和43年2月20日に、支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は昭和41年7月*日に婚姻し改姓しているところ、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられることから、申立人が脱退手当金を請求したものとも考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）B支店における資格喪失日に係る記録を昭和39年5月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月14日から同年5月11日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社B支店から同社D支店へ異動した時期であり、継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C社保管の辞令及び複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人は申立期間もA社に継続して勤務し（昭和39年5月11日にA社B支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和39年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料は無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和51年7月は13万4,000円、52年8月は16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月1日から62年3月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。

給与明細書等を提出するので、申立期間の標準報酬月額を、実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書で確認できる報酬月額又は算定できる保険料控除額から、申立期間のうち、昭和51年7月は13万4,000円、52年8月は16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 51 年 8 月から 52 年 7 月までの期間、同年 9 月から 59 年 3 月までの期間、同年 5 月から同年 7 月までの期間及び同年 9 月から 62 年 1 月までの期間については、申立人提出の給与明細書で確認又は算定できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

また、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から同年 6 月までの期間については、申立人提出の昭和 52 年度市・県民税特別徴収税額通知書を見ると、当該資料において社会保険料として記載されている金額から算定できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録における申立人に係る標準報酬月額とほぼ符合する。

さらに、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月及び同年 8 月については、申立人は給与明細書等を所持していないものの、前後の期間の給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額が同額であることから判断すると、当該期間についても、前後の月と同額の保険料が控除されていたものと推認できるところ、当該保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録と一致する。

加えて、申立期間のうち、昭和 62 年 2 月については、申立人は給与明細書等を保管しておらず、事業所も賃金台帳等を保存していないため、当該期間における保険料控除額及び報酬月額を確認することができない。

このほか、昭和 51 年 4 月から同年 6 月までの期間、同年 8 月から 52 年 7 月までの期間及び同年 9 月から 62 年 2 月までの期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 2 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
② 昭和 36 年 1 月 7 日から同年 2 月 28 日まで
③ 昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 1 月 30 日まで
④ 昭和 42 年 4 月 19 日から 45 年 2 月 1 日まで
⑤ 昭和 45 年 2 月 1 日から 46 年 8 月 26 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社、B社、C社、D社及びE社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

しかし、C社については、退職後に脱退手当金を受給したが、E社等に勤務した申立期間については、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C社については、退職後に脱退手当金を受給したが、申立期間については、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、申立期間⑤のE社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約9か月後の昭和47年5月31日に、申立人が受給を認めているC社と申立期間の被保険者期間を合算して、脱退手当金が支給決定されている。

また、申立期間に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人名義の記名・押印が確認でき、当該請求書の住所欄には支給決定当時の申立人の住所地が記載されている上、当該住所地近くにあるF郵便局に対し、昭和47年5月31日付けで隔地払い(通知払い)のための小切手を振り出した記録が確認できる。

なお、当該請求書の氏名欄には、申立人の名が「G」と記載されているところ、申立人は、「普段、私は『G』を使用しているが、大事な書類には『H』と記載している。」と陳述しているものの、申立期間①から③まで、申立期間④及び⑤並びに申立人が受給を認めているC社に係るそれぞれの厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の名は、「G」と記載されていることが確認できる。

また、申立期間⑤に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間①の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、脱退手当金裁定請求書には未請求の期間に係る事業所名が記載されておらず、また、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な記録であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月 20 日から 48 年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、B県C市にあった同社が経営する「D事業所」に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒にD事業所で勤務していたとする元同僚の陳述、同事業所の所在地及び業務内容等に関する申立人の詳細な記憶から判断して、時期は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、オンライン記録において、A社及びD事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は無い上、E業務はF業に該当し、申立期間当時、厚生年金保険の強制適用業種ではなかった。

また、A社に係る商業登記の記録によると、同社は昭和 49 年に解散している上、元事業主も既に死亡しているため、同社等から申立人の申立期間における保険料控除の状況等を確認することはできない。

さらに、前述の元同僚は、申立期間に国民年金保険料を現年度納付していることがオンライン記録により確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 6 月 15 日から 24 年 4 月 1 日まで
② 昭和 29 年 5 月 15 日から 31 年 5 月 1 日まで

父の厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。提出した父の履歴書から推測すると、i) 申立期間①について、A社にはB社で資格を取得する昭和24年4月まで勤務した、ii) 申立期間②について、B社が名称変更した可能性のあるC社、D社及びE社というF市内の事業所で勤務していたと思うが加入記録が無い。

申立期間を父の厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の二女が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の二女は、申立人が申立期間も継続してA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、平成14年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、同社等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立期間に被保険者記録が有り、連絡先の判明した元従業員6人に照会し回答の有った4人のうち3人は、申立人を記憶しておらず、残り1人（申立人の弟）は、「申立人は自身より先に入社し、自身が退職した後も勤務していた。」旨陳述しているものの、同人が被保険者資格を取得した昭和21年6月1日には、申立人は他の事業所において被保険

者資格を有していることが確認できることから、同人の陳述のみをもって、申立人が申立期間に同社に勤務していたことを認めることはできない。

一方、オンライン記録によると、申立人はA社の次に勤務したB社において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和24年4月1日）に被保険者資格を取得していることが確認できる。このため、申立人と同日付けで被保険者資格を取得していることが確認でき、連絡先の判明した元従業員4人に照会し3人から回答を得たところ、うち2人が、「自身は資格取得日以前から勤務しているが、申立人は、自身より前から勤務していた。」と陳述していることから、申立人は、時期は特定できないものの、申立期間に同社において勤務していたことがうかがえるが、同社は、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、B社は、昭和29年5月15日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため、同社等から申立人の申立期間における保険料控除の状況等を確認できない。

さらに、前述の回答の有った元従業員3人に対し、B社が厚生年金保険の適用事業所となる前に、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかについて照会したが、全員が不明と回答している。

2 申立期間②のうち、C社については、申立人は、当該期間に同社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てしているところ、オンライン記録において、C社という名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

一方、オンライン記録によると、申立期間当時、F市内にG社という厚生年金保険の適用事業所が確認できることから、同社に係る被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有り、連絡先の判明した元従業員4人に照会し3人から回答が得られたところ、そのうち2人は、「申立人と一緒に仕事をした。」旨陳述している。また、同社は、昭和30年4月*日にH社に名称変更しているところ、申立人の履歴書にはH社の名称が記載されていないことを併せて考えると、時期は特定できないものの、申立人が申立期間のうち、昭和29年5月頃から30年4月頃までG社で勤務していたことがうかがえる。

しかし、H社は、昭和42年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、同社等から申立人の申立期間における保険料控除の状況等を確認できない。

また、前述の回答が得られた元従業員3人は、「申立期間当時、G社にはI業務の器具が3台ぐらい有り、J職員は器具1台に少なくとも一人は必要であった。」と陳述し、うち1人は、「申立人は、入社当初からJ職員だった。」とも陳述しているところ、前述の被保険者名簿において、申立人の勤務がうかがえる時期にJ職員として勤務していた被保険者は、一人であることが確認できる。さらに、当該3人は、「申立期間当時、少なくとも10人

以上の従業員がいた。」旨陳述しているところ、前述の被保険者名簿で確認できる申立期間当時のG社の被保険者数は、5人から7人までで推移していることから、同社では、申立期間当時、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

- 3 申立期間②のうち、D社については、申立人は、当該期間に同社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てているところ、オンライン記録において、D社という名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

一方、オンライン記録によると、申立期間当時、F市内にK社という厚生年金保険の適用事業所が確認できることから、同社に係る被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有り、連絡先の判明した元従業員9人に照会し2人から回答を得たが、申立人を覚えている者はいない上、同社は昭和32年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため、同社等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

また、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

- 4 申立期間②のうち、E社については、申立人は、当該期間に同社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てているところ、オンライン記録において、E社という名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

一方、オンライン記録によると、申立期間当時、F市内にL社という厚生年金保険の適用事業所が確認できることから、同社に係る被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有り、連絡先の判明した元従業員9人に照会し5人から回答を得たが、申立人を覚えている者はいない上、同社は昭和34年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため、同社等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

また、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

- 5 なお、申立期間②について、申立人の二女は、「申立人は、B社が名称変更した可能性のあるC社、D社及びE社というF市内の事業所で勤務していたと思う。」と主張しているところ、前述のとおり、B社は昭和29年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も死亡している上、同社に係る被保険者名簿において、申立人同様、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日に被保険者資格を喪失していることが確認できる元従業員9人に照会し8人から回答を得たが、全員が、「B社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後のことは分からない。」と回

答しているため、これを確認することはできなかった。

また、オンライン記録において、前述のG社は昭和27年10月1日に、K社は28年10月1日に、L社は同年12月2日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるところ、B社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなったのは、それ以後の29年5月15日であることから、同社がG社等に名称変更したとは考え難い。

- 6 申立人は、死亡しているため、申立期間①及び②当時の勤務実態及び保険料控除の状況等について陳述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月5日から35年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、結婚した昭和32年4月から勤務し、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人にA社を紹介したとする同社の親会社であるB社の元従業員の陳述から、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で資格を取得した日と同日の昭和35年4月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、A社は昭和35年11月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主も連絡先不明のため、同社等から申立人の申立期間における保険料控除の状況は確認できない。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得し、連絡先の判明した元従業員25人に対し、同社が適用事業所となるまでに、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかについて照会したところ、回答を得た16人全員が不明としており、同僚の陳述から保険料控除を推認できる事情はうかがえない。

なお、申立人の妻は、「昭和33年*月に長男が生まれた時、社会保険事務所(当時)からお金をもらった記憶があるので、申立期間当時も健康保険と厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張しているものの、配偶者分

娩費等の支給を確認できる資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第4種被保険者として厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月15日から49年11月1日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間について、第4種被保険者として保険料を納付したにもかかわらず、加入記録が無いとの回答を受けた。

私は当時、年金受給に必要な厚生年金保険の被保険者期間は25年間(300月)とっており、A社B支店を退職した時点では43か月の被保険者期間が不足していたことから、社会保険事務所(当時)で当該期間分の保険料10万円ぐらを一括納付した。しかし、申立てに当たり、年金事務所から、「制度上、厚生年金保険第4種被保険者にはなれないし、申立期間を含む43か月分の保険料全てを前納することもできない。仮に、申立期間のみを前納したとすれば、保険料は10万円程度になる。」旨説明を受けたことから、申立期間を19か月に変更した。

社会保険事務所から保険料の領収証書はもらえなかったが、保険料として10万円ぐらを納付したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険第4種被保険者については、被保険者期間が10年以上ある者が被保険者でなくなった時、老齢給付を受けるために必要な被保険者期間(20年以上)を満たしていない場合に、被保険者の住所地を管轄する社会保険事務所に申し出ることにより、個人で任意に厚生年金保険の被保険者となることができることとされている。

しかし、オンライン記録によれば、申立人の厚生年金保険の加入月数は、A社B支店で厚生年金保険被保険者資格を喪失した時点で、21年5か月となり、

申立人は既に年金受給資格期間を満たしており、制度上、第4種被保険者の資格取得を行うことはできない上、厚生年金保険第4種被保険者名簿には、申立人の氏名の記載が無く、第4種被保険者整理番号にも欠番は無い。

また、オンライン記録で確認できる申立人の厚生年金保険被保険者記録は、A社B支店における記録のみであることから、社会保険事務所が申立人の被保険者期間を間違えて、第4種被保険者としての加入手続を行い、申立期間の保険料を収納したとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間において、厚生年金保険第4種被保険者として、厚生年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第4種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたことを認めることはできない。